

重点医師偏在対策支援区域における経済的インセンティブについては、国において**新たに3事業が開始**されており、都でも対応を検討中。
当該事業の対象医療機関の選定方法についてお諮りする。

- ① 重点医師偏在対策支援区域の医療機関に医師派遣する派遣元医療機関支援事業
- ② 重点医師偏在対策支援区域における医師の勤務・生活環境改善のための代替医師確保事業
- ③ 重点医師偏在対策支援区域における医師の勤務・生活環境改善のための施設整備事業

(先行して実施)

- 重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業



重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業

令和8年度当初予算案 20億円 (一) ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを重点医師偏在対策支援区域と設定した上で、重点区域において診療所を承継又は開業する場合に、当該診療所に対して、①施設整備、②設備整備、③一定期間の地域への定着支援を行うことにより、地域の医療提供体制を確保することを目的とする。

2 事業の概要

【事業概要】

- ①施設整備事業
診療所の運営に必要な診療部門(診察室、処置室等)等の整備に対する補助を行う。
- ②設備整備事業
診療所の運営に必要な医療機器の整備に対する補助を行う。
- ③地域への定着支援事業
診療所を承継又は開業する場合に、一定期間の地域への定着支援を行う。

【実施主体】

- 重点区域内で承継又は開業する診療所であって、都道府県の地域医療対策協議会及び保険者協議会で支援対象として合意を得た診療所

※ 都道府県において、医師偏在是正プランを策定(重点区域、支援対象医療機関等)

3 補助基準額等

①施設整備事業

基準面積	診療部門	
	・無床の場合	160㎡
	・有床の場合(5床以下)	240㎡
	・有床の場合(6床以上)	760㎡
	診療部門と一体となった医師・看護師住宅	80㎡
補助率	国1/3 都道府県1/6 事業者1/2	

②設備整備事業

基準額 (1か所当たり)	診療所として必要な医療機器等購入費	16,500千円
補助率	国1/3 都道府県1/6 事業者1/2	

③地域への定着支援事業

基準額	診療日数(129日以下)	
	6,200千円+(71千円×実診療日数)等	
補助率	国4/9 都道府県2/9 事業者1/3	

重点医師偏在対策支援区域の医療機関に医師派遣する派遣元医療機関支援事業

令和8年度当初予算案 4.6億円（－億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを重点医師偏在対策支援区域と設定した上で、特定機能病院からの医師派遣とは別に、中核病院等からの医師派遣により重点区域の医師を確保するため、重点区域内の医療機関に医師を新たに派遣する医療機関に対して、医師派遣に要する費用の支援を行う。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体

重点区域内の医療機関に医師を派遣する医療機関であって、都道府県の地域医療対策協議会及び保険者協議会で支援対象として合意を得た医療機関

4 補助基準額等

基準額：61,000円 × 延日数
対象経費：重点区域内の医療機関への常勤医や代診医等の医師派遣に要する費用
補助率： 国1/2 都道府県1/4 事業者（派遣元医療機関）1/4

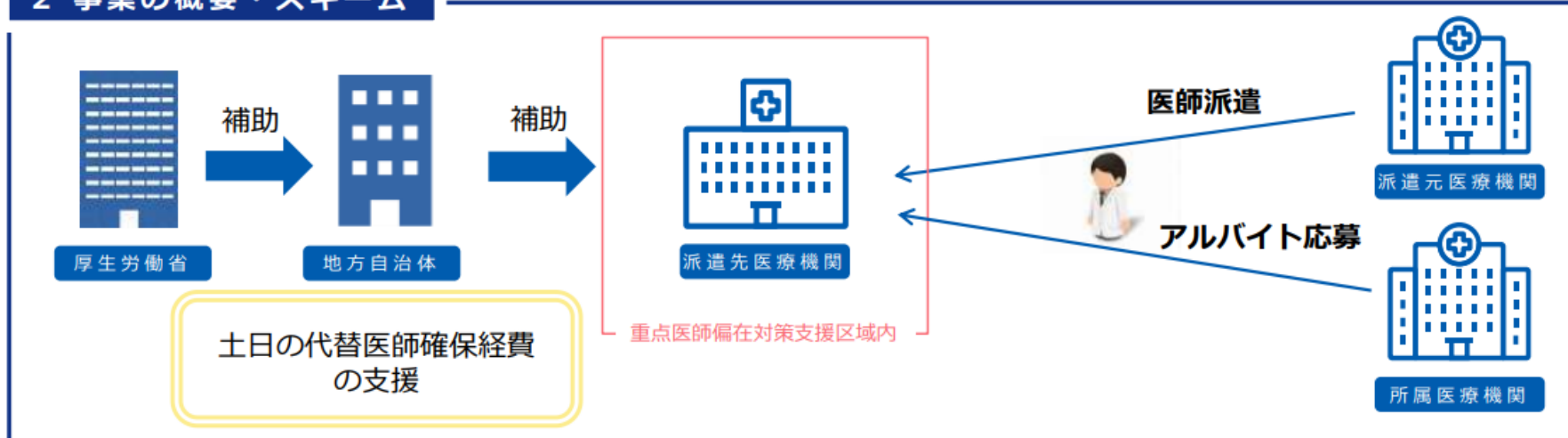
重点医師偏在対策支援区域における医師の勤務・生活環境改善のための代替医師確保支援事業

令和8年度当初予算案 5.3億円（一億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを重点医師偏在対策支援区域と設定した上で、重点区域における医師の勤務・生活環境を改善して、重点区域への派遣の納得感や重点区域で勤務する意欲の向上を図ることにより、重点区域で新たに勤務する医師を増やし、重点区域の医師の離職を減らすため、土日の代替医師確保への支援を行う。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体

重点区域内の医療機関であって、都道府県の地域医療対策協議会及び保険者協議会で支援対象として合意を得た医療機関

4 補助基準額等

基準額：60,000円 × 延日数（日直、宿直数）
対象経費：土日祝日の代替医師を雇上にかかる経費
補助率：国1/3 都道府県1/6 事業者（派遣先医療機関）1/2

重点医師偏在対策支援区域における医師の勤務・生活環境改善のための施設整備事業

令和7年度補正予算額 14.1億円

1 事業の目的

今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを重点医師偏在対策支援区域と設定した上で、重点区域における医師の勤務・生活環境を改善して、重点区域への派遣の納得感や重点区域で勤務する意欲の向上を図ることにより、重点区域で新たに勤務する医師を増やし、重点区域の医師の離職を減らすため、宿直室等の施設整備への支援を行う。

2 事業の概要

【事業概要】

- ・ 医師の勤務・生活環境改善のための施設整備
重点区域の医療機関に勤務する医師の負担を軽減し、働きやすい環境作りに資する、宿直室等の施設整備に対する補助を行う。

【実施主体】

- ・ 重点区域内で医師の勤務・生活環境改善を行う医療機関であって、都道府県の地域医療対策協議会及び保険者協議会で支援対象として合意を得た医療機関

※ 都道府県において、医師偏在是正プランを策定（重点区域、支援対象医療機関等）



←宿直室



←医局

3 補助基準額等

【対象経費】

医師の勤務・生活環境改善に資する次の部門の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費

- ・ 宿直室 ・ 医局
- ・ 更衣室 ・ 浴室 等

基準額	次に掲げる基準面積に単価を乗じた額とする。		
	基準面積 80㎡		
	単価	鉄筋コンクリート	484,000円
		ブロック	214,000円
		木造	355,000円
補助率	国1/3 都道府県1/6 事業者1/2		

1 重点医師偏在対策支援区域の考え方

(1) 重点医師偏在対策支援区域とは

『重点医師偏在対策支援区域とは、今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域』

(2) 重点医師偏在対策支援区域の要件

- ① 厚生労働省が提示する候補区域を参考にすること、
- ② 設定に当たって、地域の実情に応じて「考慮すべき要素」を考慮すること
- ③ 地域医療対策協議会及び保険者協議会で協議すること

なお、二次医療圏単位の他、地域の実情に応じて市町村単位、地区単位等での選定も可能

【①厚生労働省が提示する候補区域】

候補区域：以下のいずれかに該当する区域	東京都における対象区域
① 各都道府県の医師偏在指標が最も低い二次医療圏	島しょ区域
② 医師少数県の医師少数区域	対象なし
③ 医師少数区域かつ可住地面積当たりの医師数が少ない二次医療圏（全国で下位 1 / 4）	対象なし

【②設定に当たって、地域の実情に応じて考慮すべき要素】

ア 医師偏在指標	エ 診療所医師の高齢化率
イ 可住地面積あたり医師数	オ 地域住民の医療のかかり方
ウ 住民の医療機関へのアクセス	カ 今後の人口動態等

2 重点医師偏在対策支援区域の設定（案）

（1）重点医師偏在対策支援区域設定の考え方（案）

- 本事業は、医師の地域偏在の解消を目的としているため、都における医師少数区域の中から区域を選定
- 国の候補区域である島しょ地域に加え、島しょ同様にへき地として指定されている「奥多摩町・檜原村」を支援区域とする

検討区分	候補区域	重点医師偏在対策支援区域とする理由
①国の示す候補区域	<u>島しょ地域</u>	▶ <u>国の示す候補区域であることから、「島しょ地域を」支援区域とする。</u>
②独自に追加を検討する区域	<u>奥多摩町</u> <u>檜原村</u>	● 考慮すべき要素を勘案 ● 西多摩のうち<u>奥多摩町</u>、<u>檜原村</u>は、交通条件及び自然的、経済的、社会的条件に恵まれないため、医療の確保が困難であることから、都において、島しょ地域と同じくへき地として指定し、様々な施策を実施。ただし、へき地診療所に対する既存の国庫補助は、公立を対象 <u>このことから、「奥多摩町・檜原村」を支援区域とする。</u>

決定までの流れ

診療所の承継・開設は、支援区域の自治体の医療提供体制に影響を与えるため、「**区域の設定**」及び「**支援対象とする診療所の選定**」に当たっては、**区域内の自治体等の意見を踏まえることが必要**

○ 支援区域に設定することについて、へき地の自治体に意見聴取 → 合意

○ 地域医療対策協議会及び保険者協議会において協議し合意を得て、へき地を重点医師偏在対策支援区域と決定する。

3 診療所の承継・開業支援事業の対象診療所の選定方法等（案）

事業の実施主体については、支援区域内で承継又は開業する診療所の開設者であり、都道府県の地域医療対策協議会及び保険者協議会で支援対象として合意を得た診療所の開設者とする。

（2） 都における支援対象診療所の選定の考え方（案）

- 診療所を承継又は開業した場合であっても、既存の診療所の運営や地域の医療提供体制に過剰な影響を及ぼさないこと

※へき地診療所に対する既存の国庫補助金（施設・設備・運営費）を受けている診療所は対象外

※医師確保のための補助事業であるため、歯科診療所は除く。

【へき地における支援対象診療所の選定方法（案）】

地域の実情を踏まえるため、**都は、申請のあった診療所を支援対象とすることについて、当該診療所が所在又は所在予定の自治体の意見を聴くこととする。**

（意見聴取内容等） 支援対象とした場合の当該地域における医療機関への影響や、当該診療所の地域医療提供体制への協力等。
なお、意見聴取の際には、必要に応じて地域医療構想調整会議等の会議体の活用も検討

支援対象診療所の選定方法について、へき地の自治体に意見聴取 → 合意

3 R8新規事業の対象医療機関の選定方法

都における支援対象医療機関の選定の考え方（案）

- ① 重点医師偏在対策支援区域の医療機関に医師派遣する派遣元医療機関支援事業
- ② 重点医師偏在対策支援区域における医師の勤務・生活環境改善のための代替医師確保事業
- ③ 重点医師偏在対策支援区域における医師の勤務・生活環境改善のための施設整備事業

□ ①は「島しょ、奥多摩町、檜原村（重点医師偏在対策支援区域）」に医師を派遣する特定機能病院以外の医療機関であって、都道府県の地域医療対策協議会及び保険者協議会の合意を得た医療機関

□ ②③は「島しょ、奥多摩町、檜原村（重点医師偏在対策支援区域）」内の医療機関であって、都道府県の地域医療対策協議会及び保険者協議会の合意を得た医療機関

※診療所・承継開業支援事業と異なり、現在、重点対策支援区域内に存在する医療機関の医師確保を支援する事業であるため、自治体への意見照会を実施しない。

※へき地の医師確保対策における既存の国庫補助金（施設・設備・運営費等）を受けている場合は対象外

※医師確保のための補助事業であるため、歯科診療所は除く。

4 スケジュール（予定）

新規事業の対象医療機関の選定方法について、以下のスケジュールで地域医療対策協議会、医師部会、保険者協議会の合意を得て実施予定

時期	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月
地域医療対策協議会	－	－	第 1 回	－	第 2 回	－	－	－	－	第 3 回
			・ 新規3事業のR8対象 医療機関の選定							
医師部会	第 2 回	第 3 回	第 4 回	－	第 5 回	－	第 6 回	－	－	第 7 回
	・ 新規3事業のR8対象 医療機関の選定		（R9実施方法（区域、 対象医療機関））							
保険者協議会	－	第 1 回	－	－	－	－	第 2 回	－	－	－
		・ 新規3事業のR8対象 医療機関の選定					（R9区域実施方法（区 域・対象医療機関））			
診療所承継	実施	7月二次募集予定								
派遣元医療機関					10月募集締切予定					
代替医師確保					10月募集締切予定					
勤務生活環境改善 施設整備事業		7月二次募集予定								